

令和5年度第3回生涯学習審議会会議抄録

日時：令和5年10月12日（木）13時30分～15時20分

場所：西宮市役所 4階442会議室

◆出席委員

立田会長、三澤副会長、田中委員、立山委員、山崎委員、服部委員※、本多委員※、清水委員、正阿彌委員、松浦委員※

◆行政出席者

上田産業文化局参与（兼市民局参与 兼読書振興課長）、秋山生涯学習部長、岡崎学校支援部長※、杉田学校教育部長※、岡田地域学校協働課長※、後迫地域学校協働課担当課長（放課後事業 併任 育成センター課担当課長）※、俵谷文化財課長※、町田青少年育成課長※、濱本学校保健安全課長※、井上人権教育推進課長※、岡本地域学習推進課長※、古川地域学習推進課担当課長（宮水学園等）※、玉田読書振興課長、中尾読書振興課担当課長（図書館企画）

【事務局】

能勢生涯学習企画課長（併任 学校支援部参事）、坂井生涯学習企画課係長、長手生涯学習企画課係長、狩野生涯学習企画課係長※、酒井生涯学習企画課主査※

※Webex を介した出席

◆傍聴者

なし

署名委員

◆令和5年度第3回西宮市生涯学習審議会

事務局 定刻になりましたので、ただ今より「令和5年度 第3回 西宮市生涯学習審議会」を開会いたします。

本日の審議会ご出席委員は、委員13名中、現在10名のご出席をいただいておりますので、「附属機関条例」第3条第5項に定める、半数以上の出席を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会長 今回の会議は公開となっておりますが、事務局、傍聴者はいますか。

事務局 ございません。

会長 ありがとうございます。

それでは、お手元にございます次第に従いまして協議を進めます。

では、報告事項第1号「社会教育関係団体への補助金の交付」についてです。

補助金に関しては、社会教育法13条において、「地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ教育委員会が社会教育委員会に意見を聴く」との定めがあります。本市では、この13条の規定は、西宮市附属機関条例で、生涯学習審議会に引き継いでいます。

これは、補助金支出の許可を行うといったものではなく、社会教育の視点から必要課題を提案し、今後の活動に向けて、委員の視点から意見を述べるものです。

3頁の「資料1」をご覧ください。令和5年度の社会教育関係団体への補助金一覧表をお配りしておりますので、青少年育成課長より順にお願いいたします。

質問やご意見については、全ての説明の後に、まとめてお願いします。

事務局

青少年育成課では、4つの補助事業を所管しております。

私の方からは、一覧表の1から4の補助金について説明してまいります。

1つ目が、西宮市子ども会協議会補助金でございます。こちらは、同協議会が青少年健全育成のために実施する事業及び団体の運営が補助対象事業となっております。同協議会が実施する事業内容の詳細につきましては、4頁の令和5年度西宮市子ども会協議会事業計画をご覧ください。上の表が子ども会協議会の主催事業で、オセロ大会や育成者研修会、子ども会大会、文化サークル発表会といった全市的に実施する大会や発表会の開催を計画されています。これらの事業にかかる経費及び団体の運営に要する費用を補助することにより、団体の運営を円滑に推進し、青少年健全育成活動の基盤づくりを促進することを目的として補助を行っており、令和6年度も同額を計上する予定としております。

2つ目が、地区青少年愛護協議会補助金でございます。市内、39地区の青少年愛護協議会に対する補助金で、各団体が青少年健全育成のために実施する事業及び当該団体の運営に要する費用が補助対象となっております。事業内容の詳細につきましては、5頁の令和5年度地区青少年愛護協議会補助金事業計画をご覧ください。それぞれの地区から提出された事業計画を表にまとめさせていただいております。各地区、地域清掃、ラジオ体操、物づくり教室などが多く計画されて

おりました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、コロナ禍前の活動に戻しながらご活動いただいております。この補助金の目的は、青少年に魅力的で多彩な地域活動の機会と場を提供して青少年の社会参加を促すとともに、家庭・学校・地域社会の連携を深めて地域コミュニティの活性化を図り、青少年健全育成活動を促進することとしております。令和5年度の予算額は令和4年度より各地区2万2,500円減額し1地区あたり22万円です。令和6年度も令和5年度と同額を計上する予定としております。

3つ目が、青少年育成支援事業補助金でございます。これは、ボーイスカウト西宮連合会、ガールスカウト西宮市協議会が実施する、次世代育成をするために行う事業の経費が補助対象となっております。当該団体の次世代育成を通じて地域貢献や地域の活性化に寄与する事業を支援し、地域の青少年育成活動を促進することを補助の目的としております。令和5年度の予算額は令和4年度より1事業あたり5千円減額し上限4万5千円です。予算額は、令和6年度も令和5年度と同額を計上する予定としております。

4つ目が、西宮市教育委員会一般コミュニティ助成事業補助金でございます。この補助金は、宝くじの社会貢献、広報事業として、自治総合センターが実施する助成事業を活用して、地区青愛協などの活動に要する経費を補助するものです。この補助金は、申請したものが自治総合センターで採択されることが条件になっておりまして、令和5年度は採択されなかったため、0となっております。令和6年度は、1地区の青愛協が申請をしております。当初予算では計上しない予定ですが、採択されれば、補正予算で対応していくこととなります。

事務局

学校保健安全課です。当課では、西宮市青少年補導委員連絡協議会補助金を所管しております。

これは、同協議会が子どもたちの見守り活動に取り組むうえで必要な知識や資質の向上を目的とした補導委員の研修、事例や課題を共有する情報交換などの事業が補助対象となっております。

同協議会が実施する事業内容につきましては、6ページの令和5年度事業計画書をご覧ください。

市内39地区での日常的な巡回活動に加え、甲子園球場での高校野球や西宮神社のお祭りなど、地域の大きな催しの際に特別な補導活動を計画されています。また、研修会や地区別の反省会を開催したりするなど、子どもの見守りや補導委員としての資質向上のための活動にも注力されています。

補助金は、研修時の講師謝金などのほか、県や阪神地区の研修会参加にかかる費用などに使われます。令和6年度も令和5年度と同額を計上する予定としております。

事務局

人権教育推進課です。当課では、西宮市人権・同和教育協議会補助金を所管しております。

西宮市は、西宮市人権・同和教育協議会設立以前から同和教育を積極的に推進しています。

協議会設立の趣旨経緯を踏まえ、協議会が推進する人権教育啓発を推進する事

業に要する経費の一部を補助し、協議会と協働しながら本市の人権教育の推進及び啓発を図っているものでございます。

予算額といたしまして、令和6年度におきましては、令和5年度予算と同額の予定です。協議会の事業内容につきましては、7・8頁の資料をご覧ください。以上でございます。

会長 ありがとうございます。ここまでの説明について質問、意見等がありますか。

委員 (なし)

会長 では、報告事項第2号「令和5年度阪神南地区社会教育委員協議会総会」について、事務局よりお願いします。

事務局 9頁の「資料2」をご覧ください。8月9日に芦屋市を会長市とした総会がオンラインで開催され、本市から会長、副会長、事務局が出席いたしました。

総会では、令和4年度の事業報告・決算報告、及び令和5年度の事業計画案・予算案についての説明がありました。

また、11月15日(水)には研修会として、「芦屋市立美術博物館」で阪神間モダニズムの講演会と施設の見学を予定しておりますので、委員の皆様も是非ご出席ください。詳細につきましては、改めてご案内いたします。

以上です。

会長 ありがとうございます。

では、報告事項第3号「令和5年度近畿地区社会教育研究大会 滋賀大会」について、事務局よりお願いします。

事務局 24頁の「資料3」をご覧ください。9月8日に滋賀県草津市にて開催され、本市から委員1名、事務局が出席いたしました。

では、委員より分科会についてご報告をお願いいたします。

委員 長岡京市による発表があり、意見交換会では、行政が高校や大学といった教育機関との連携をより模索していくべきではとの意見がありました。西宮市内には高校や大学が多数ありますが、そこと連携して地域課題の解決を図るなど、学生を巻き込むというしくみが整っていないのではと思いました。

例えば、大学のゼミや、中学校・高校の探究や総合的な学習の時間を利用し、市と一緒にまちづくりをするなども考えられるのではと思います。

西宮市としては、公民館での活動を促進しようとするかと思いますが、場所を大学の中に移し、学生も入って活動をしていくべきだと思いました。

会長 ありがとうございます。

では次に、協議事項第1号「答申書案」について、事務局よりお願いします。

事務局 別綴じの「資料4 答申書(案)」をご用意ください。

前回は、答申書（案）のうち、「第3章 公民館」について、ご審議いただきました。

前回の審議会でのご意見を受けて、いくつか修正しておりますので、主な『変更点』について簡単にご説明をいたします。

3頁・4頁に、当初資料編に掲載しておりました「生涯学習の体制図」「体制見直しを受けた現在の取り組みについての写真等」を移動しました。

5頁の「ウェルビーイングとは」について、「『個人的な幸福』の集まりが『社会全体の幸福』である状態」とし、6頁の図についても、ウェルビーイングが全体を包むような図に変更しました。

8頁の「公民館の概要」の箇所に、「公民館の学習体系」の図を掲載しました。

9頁の「現状」には、9月に市民を対象に実施しました「市政モニター調査」のアンケート結果等を基に公民館の現状についての追記予定です。

また、10頁には、「公民館地域学習推進員のアンケート結果」を掲載しています。

また、前回の会議で、現在の公民館の職員で社会教育主事の有資格者は、正規職員1名・嘱託職員1名とお伝えしましたが、正規職員1名・嘱託職員2名でしたので、訂正いたします。

会長

ありがとうございました。

では、次の「第5章 図書館」に移ります。

図書館の項目につきましても、委員の皆様からの意見聴取や、審議会でのいただいたご意見を基に、答申書案を作成しておりますが、本日は、図書館の所管課より、再度振り返りの意味も込めて現状と課題を説明いただき、それを踏まえながら審議を進めていきます。

では、「図書館」の現状と課題について、読書振興課図書館 企画担当課長よりご説明をお願いいたします。

事務局

まず、図書館の施設についてご説明いたします。答申書案の16頁をご覧ください。

この地図のとおり、西宮市立図書館には、現在4つの拠点館と7つの分室があり、中央図書館、鳴尾図書館、北口図書館の3館を直営で、北部図書館と分室については窓口業務を民間委託し、根幹部分である蔵書管理については市職員が担当して運営をしています。

各館の施設詳細につきましては図書館の概要の9頁から掲載をしていますので後ほどご覧ください。

次に図書館を所管しております読書振興課の組織についてご説明します。図書館の概要の8頁をご覧ください。

直営3館と、北部図書館・分室の運営を担うチームを読書振興課長が担当し（8頁の組織図の上半分）、図書館企画担当課長が、図書館活動全般の計画・企画や、図書館の蔵書の在り方、市民の読書活動の振興などの業務を担うチームを担当しています。（組織図の下半分）

続いて図書館の利用状況などについて簡単にご説明いたします。

まず図書館の蔵書についてです。図書館の概要 14 頁からをご覧ください。

現在の蔵書数は、令和 4 年度末の時点で、中央図書館約 40 万冊、北口図書館約 22 万冊など、全館合わせて約 100 万冊を所蔵しています。

近年は、目的の本が探しやすく、かつ魅せる書架を目指して、ゆとりのある配架を目指していますが、すべての館で収蔵可能冊数を蔵書冊数が上回っている状態のため、積極的に蔵書の新陳代謝を図るために蔵書の廃棄も以前より多く行っています。

また、児童書の充実に特に力を入れ取り組んでいます。

次に、利用実績についてご説明します。図書館の概要の 17 頁をご覧ください。

図書館登録者数は約 11 万人で、2017 年（平成 29 年）以降、コロナの影響もあり減少傾向です。5 年前（2018 年）との比較では、50 歳以上がほぼ横ばいであるに対し、12 歳までの児童とその親世代である 20 歳代が約 2 割減、中高校生・大学生層と 30～40 歳代は約 2 割半から 3 割の減となっています。

18～19 頁をご覧ください。一方、全館の年間総貸出冊数と貸出人数は 5 年前と比較しても 5～7%の減少に留まっており、予約件数は逆に 20%以上増加しています。令和 3 年度の数字で全国の中核市の利用実績と比較をしても、人口一人あたりの貸出数 6.84 冊は、全国中核市平均 4.44 冊を上回っており、総予約件数 1,022,000 件は全国中核市平均 344,000 件の 2 倍以上で、これらの数字から図書館を利用する層と利用しない層の 2 極化傾向があると分析しています。また、全体の約 47%が児童書の貸出で、5 年前より約 3 ポイント上昇しています。

続いて図書館での取り組みについてご説明いたします。図書館の概要の 23 頁からをご覧ください。

近年最も力を入れているのが、庁内各課や団体と連携した展示やブックフェアの開催で、これは敷居が低く誰もが来館しやすい図書館の特性を生かした取り組みです。

当初は図書館から声をかけることがほとんどでしたが、最近は先方からの依頼で開催することも増加し、連携の輪や、図書館という施設の有用性の認識が広がってきていると感じています。

また、これらのブックフェアは、利用頻度が低い資料の掘り起こしにも繋がっており、図書館や利用者にとっても利点が多いと感じています。

続いて 32 頁をご覧ください。

図書館では長年多くのボランティアの皆さんと協働しており、令和 5 年度も参加希望が多い修理ボランティアを拡充する予定です。ボランティアとの協働は本市図書館の財産でもあり、これからも大切していきたいと考えています。

また、コロナ禍もあり取り組めずにいたアウトリーチサービス（司書が図書館の外で行うサービス）も令和 4 年度から徐々に本格化しています。33 頁をご覧ください。

公民館への出張貸出は、講座で興味を喚起されたところにその内容にあった本

を提供することから手ごたえが高く、担当の司書のやりがいにもつながっています。

一方、スポーツセンターのおはなし会は、聞き手の子供たちも動きながらの楽しいおはなし会で、日頃図書館を利用されていない方へのアピールの場にもなっています。

このように図書館では、西宮市の生涯学習のテーマでもある「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を、図書館の持っている司書や資料といった資源を活用してサポートすることを目標に取組みを行っております。

現状の説明は以上です。

続いて、図書館の課題について、引き続きご説明いたします。当日配布資料の「図書館における現状と課題」の「図書館の課題」をご覧ください。

まず、1つ目の「貸出型図書館から滞在型図書館へ」についてですが、

先ほどご説明したように、本市図書館は大変予約件数が多い図書館です。これは裏返すと、あらかじめネットで予約しておいた本を借りるだけの、短時間利用者が多いということにつながっています。これは、限られた予算の中で十分な本の購入が難しかった時期があったことや、コロナ禍で短時間の滞在を呼び掛けたことなどに起因すると分析をしています。

しかしながら、このような短時間の滞在からは、先ほどもご説明をしたような「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を支える図書館につながる、思いがけない新たな興味との出会いや、情報を介した人と人とのつながりは生まれにくいと考えています。

現在すでに館内を回遊していただくことで思いがけない本との出会いなどを演出する仕掛けを行ってはいますが、まずは館内を回遊していただかないとそこにも気づいていただけないことから、既存の利用者の行動を変える工夫がまず必要と考えています。

2つ目の課題には、来館者を増やす工夫（非来館者へのアピール）をあげています。日頃図書館を利用されていない方にも、図書館が魅力的なスポットであることをアピールし、来館者を増やすことが地域づくりにつながると考えます。

次に3つ目の読書バリアフリーの確保について説明します。2019年に「視覚障害者などの読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる読書バリアフリー法が施行されたことも課題とした理由の一つではありますが、読書に障害があるのは視覚障害者に限りませんので、わたしたちは誰一人取り残さない読書環境の提供をゴールに、一歩ずつではありますが取り組んでいく必要があると考えています。

最後の4つ目に挙げたのが、デジタル時代の図書館に求められる役割と機能です。

電子書籍をはじめとするデジタル技術の活用は、先の読書バリアフリーの確保にも大変有効であると認識しています。しかしながら、魅力ある図書館づくりに

は従来の紙の本も必要と考えており、限られた予算の中でどのように両立をしていくかが最大の課題です。

また、今後劣化していく郷土資料などの資料の保管についても、デジタル化は大変有効ですが、リアルに資料に触れることができる体験の価値を、次の世代に残していくことも大切なことと考えています。

このように「デジタル」と「紙の本をはじめとするアナログ」のそれぞれの利点を見極め、双方をバランスよく取り入れていくことが課題と考えています。以上で説明を終わります。

事務局

「中央図書館の阪神西宮駅前への移転整備に向けた課題」についてご説明いたします。令和5年度に、新中央図書館の移転整備の構想及び基本計画を策定中です。阪神西宮駅の北側に、本庁舎周辺再整備構想に基づき、中央図書館の移転を計画しております。どのような図書館が望ましいのか、コンセプト・蔵書内容・スペック・面積等を検討しているところです。

図書館の課題に関して、『駅前図書館の特性』を活かした誰もが立ち寄りやすい図書館にしたい」ということ、「子供の未来、街の未来への貢献するような営みを行いたい」という観点を踏まえ、検討中であることをご報告いたします。

会長

ありがとうございました。

では、答申書（案）の「第5章 図書館」について、事務局よりお願いします。

事務局

答申書（案）の15頁以降をご覧ください。

「第5章 図書館」につきましても、「公民館」の項目と同様に、「概要」「現状」「課題」「審議会での議論について」「図書館の役割と実現に向けての方策」という構成にしております。

「課題」につきましては、17頁に『人づくり』『つながりづくり』『環境の整備』に対応する内容別に整理をしております。

18頁の「審議会での議論について」では、委員の皆様から出たご意見を記載しています。

最後に、19頁に「図書館の役割と実現に向けての方策」として、前述の課題を受けて、図書館にはどのような役割があり、そして、それを実現するにはどのような方策があるかを記載しています。

こちらにも、『人づくり』『つながりづくり』『環境の整備』の項目に分けて整理しております。

また図書館は、図書館自体が主体となるのではなく、「図書館の持っている資源を活用し、さまざまな主体が実施している『人づくり・つながりづくり・地域づくり』をサポートする」という、下支えの役割をしていることを、大きな役割として記載しています。

会長

ありがとうございました。

私の方から質問がございます。

組織の説明について、外部評価報告書を読み、図書館司書が充実している点はかなり良い点だと思いました。「司書の配置率」等を記載して、スタッフが充実しているのだということを、書いていただきたいと思います。

「図書館の概要」を見ましたが、北部図書館は、チームには入っていないのでしょうか。

事務局 北部図書館と分室につきましては、民間委託を行っており、組織図の「中央図書館 分室管理チーム」所管事務内容の2つ目のとおり、中央・北部図書館及び分室のカウンターサービスの運営ということで、ここが所管しております。

会長 窓口業務を民間委託される際に、民間の業者がどれだけ司書の資格を持っているかなど、業者の適格性はどのような状況でしょうか。

事務局 委託の際の仕様書に、責任者・副責任者は司書の有資格者であり、どちらかが必ず在室していることを運営の条件としています。それ以外のスタッフについては、有資格者の必要はありませんが、スタッフの司書率は業者選定時の評価の対象でもあります。そのため現状は、8～9割が司書の有資格者です。

会長 「図書館の課題」では、「滞在型図書館」とありますが、これはソファが良いなど、居心地の良さを強調しているのか、具体的にはどういうイメージでしょうか。

事務局 「居心地が良い」となると、既存の施設では難しいところがあります。利用者の多くが借りている本を返して、予約している本を借りて帰るだけの短時間で帰られる方が多いと感じており、図書館の中を回遊して本棚から本を選んで帰っていただけるような、滞在時間を長くする意味での滞在型です。

会長 ゆっくりと本が読めるような雰囲気にする、設備予算も考えておられますか。

事務局 設備的に充実させるには予算的に厳しく、新中央図書館は予め設備的な居心地の良さを想定して設計していきますが、既存の館では難しいです。

事務局 書架を減らさないと座席数を増やせない状況ですが、中核市平均より貸出し数が多いことを考えると、蔵書数も本来は中核市平均より多くないといけないのですが、平均よりかなり少ない状況です。

ネットの画面上で見るとは違う、リアルな本が並ぶ図書館ならではの新たな本との出会いがあるのではないかと思い、まずはそういう図書館に変えていきたいという意味合いでの滞在型図書館を考えております。

会長 「回遊型」は、しかけてして、子供向けのオリエンテーリングや、図書館の利用についてのイベントなども、考えておられるのでしょうか。

事務局 はい。既に実施しており、中央・北口図書館のような比較的大きな図書館で

は、学校の教育の中での図書館見学などにオリエンテーリングの要素を盛り込んだりしています。学校の長期の休み中には、一日図書館員などのイベントも実施していますし、大人向けの図書館の使い方講座などのイベントも実施しています。

会長 では本日は、18頁の「審議会での議論について」の各意見についての対応策を、19頁の「図書館の役割と実現に向けての方策」の『人づくり』『つながりづくり』『環境の整備』の3つのうちのどこに入れるとよいか、事前にお考えいただいているかと思います。

 ここで、図書館は、『地域づくり』ではなく『環境の整備』なのでしょうか。

事務局 『地域づくり』という言葉に図書館が直結しないことから、地域づくりを支える環境の整備ということで、『環境の整備』としております。

会長 それでは今の『地域づくりを支える環境の整備』にさせていただきますでしょうか。

事務局 修正いたします。

会長 では、18頁の各意見について、3つのどこに入るかご意見をいただけますでしょうか。

委員 「デジタル化」は『環境の整備』だと思いますが、全てにつながる項目もあるように思います。

副会長 18頁の「審議会の議論」の部分は残すのでしょうか。

事務局 公民館の箇所はまだ調整できておりませんが、最終的に「審議会の議論について」に書かれていることと、「方策」に書かれていることと重複している部分も多かったので、最終的には「審議会の議論について」の部分はなくす方向で考えております。今回、方策のどの箇所に入るのかご意見をいただき、分けにくいものもあるかと思いますが、ご意見をいただいたうえで、事務局で調整しますのでよろしく願いいたします。

副会長 20頁の（3）『環境の整備』のイの表題は、『人づくり』『つながりづくり』と一緒にような気がします。

会長 表題を、「地域を支える体制やプログラムの充実」としてはいかがでしょうか。

事務局 アはハード面で、イはソフト面のことですので、分かりやすいよう修正いたします。

委員 3・4・5・10番目は『人づくり』、8・9・12番目は『つながりづくり』、

1・2・6・7・11・13番目は『環境整備』と考えました。

委員 17頁の「課題」(3)『環境の整備』で、「貸し出し型」とありますが、就学前の子供にとって、図書館は本を借りて帰るだけのものではなく、公園と同じようにとても大事な役割を果たしている施設だと思います。おうちの人と本を借りて、静かにし、本を返す、受付の人にあいさつをする、という大きな役割があると思います。デジタルなど知識を得ることも大事ですが、幼児の頃からの本の大切さ、好きになるきっかけや、おうちの人とのつながりを大切にする場所であることを忘れないでいただきたいです。

また、居場所を敢えてつくらなくても、子供にとって学校の図書室は、一人になれる静かな場所だと思います。本のおもしろさや図書館の居場所は、親やPTAが発信し、そういう活動をもっと増やしていくのが良いと思います。

会長 「貸し出し型から」を、「貸し出し型に加えて」という表現に変えてはと思います。

一人で借りに行く前に、親子で行って、親が図書館の利用の仕方を教えることが大切だと思います。方策の『つながりづくり』のところで、「親子で本を借りる」「友人と一緒に図書館を訪れる」を入れるとよいと思います。

西宮市でブックスタートを実施するためには、関係部署の協力が必要とのことで、難しいようです。

事務局 ブックスタート事業については、実施には解決が必要な課題があるのですが、有益な事業であるので、方策の『人づくり』に入れております。

委員 小学校区内に公共図書館がない校区もあります。小学生は基本的に、校区外には子供同士では行かないようになっていきますので、その意味もあり、学校図書館を充実してほしいと思っています。

「図書館の概要」で、学校図書館の地域開放は、西宮浜義務教育学校でしているようですが、学校・公民館との連携は少ないようです。子供同士で公共図書館に行けないのであれば、公民館に図書スペースや学校の図書館が利用できればと思います。公共図書館は司書が充実しているとお話でしたが、学校図書館の司書は常駐していないので、PTA協議会からもお願いしており、もう少し入れていただきたいです。

学校の図書館も設備や蔵書も様々で、狭い図書館もあり、吹き抜けだけれど暑くて立ち寄りづらい図書館など、滞在型ではない現状があります。公共図書館を充実させようとしていますが、学校図書館とのギャップがあるように感じます。

会長 公共図書館に、幼児コーナーはありますか。

事務局 拠点館にはありますが、十分な読み聞かせのスペースがない分室もあります。

委員 6頁の『人づくり』『つながりづくり』『地域づくり』の3つの区別について、もう少し整理した方が良いのではと思いました。

そもそも「ウェルビーイング」をどのように定義したか、そこには「自分らし

くありたい、何かを目指したい」と市民の皆さんが思ったときに、そこに自分の足で歩いていけるような状態をつくりたい、ということだったと思います。

それを達成するために『人づくり』『つながりづくり』『地域づくり』も大事だという構造でした。「やりたい時にそれをできる力を身に付けさせる」という部分が、6頁のポイントのところでは消えているので、それを受けて「方策」への流れがうまくいっていいない気がしました。

1つ目のポイントとして『人づくり』では、市民の皆さんが何かしたい、こうなりたいと思ったときに、知識や能力を提供できる生涯学習、図書館が必要ではないかと思います。

2つ目のポイントとして『つながりづくり』では、一人ひとりが賢くなるだけでは駄目で、つながったり対話をしたりすることが大事です。

3つ目のポイントとして、誰も取り残してはいけないし、いろんな人がつながる場が必要であり、インフラや環境整備も必要であるということです。

1つ目・2つ目・3つ目のポイントを丁寧に切り分けて、ウェルビーイングの定義とうまくつなげてみるとよいと思います。

19頁の『人づくり』では、「何かをやりたい、目指したい」と思ったときに、それが知識としてスキルが提供できるようなコンテンツがあるかの答えが直接的にあればと思いました。(それぞれのレベルに応じた段階的な学びなど。)

今あるものを活かしつつ、重層的に加わるとよいと思いました。

『地域づくりにつながる環境の整備』の部分で、司書は大事だと思いたすので、「司書の専門性を生かした市民生活」のところをもう少し踏み込んで、提言してもよいのではと思いました。図書館にも、地域の学びの情報が集約されて、司書や地域のリーダーが提供していけるような、ハブになるような役割を担っていただけると、司書の方もやりがいになるのではと思います。

会長

図書館・学校図書館の機能は、「読書サービス」「学習サービス」「情報サービス」です。まず読書で図書館に親んでもらい、学びの方法を学び、専門的な人たちがいろいろな情報を使えるようにするという「行動レベル」で、どのように学べるとか行動できるとかいった表現をした方がよいというご意見でよろしいでしょうか。

委員

はい。ポイントの1・2・3は大事だと思います。ウェルビーイングの定義にこのポイントが対応しているのかを、もう少し明確にするとよいと思います。ウェルビーイングとのつながりが切れてきた感じがあり、愛着だけでよいのかなという感じがしました。

例えば「市民がこれを習いたい、こういうふうにしたいと思った時に、どこに行けば学べるのかが分かりやすくなっていること」などが書かれているとよいと思います。

委員

19頁以降の「方策」では、もう少し肉付けしていくとよいと思います。回遊型の図書館の魅力は、新しい発見や新しい出会いがあるなど、「わくわく感の持てる図書館」というものへ向かっていくことだということを反映し、『人づくり』や『つながりづくり』が具体化できるような工夫が出来ればと思います。

20頁の(2)ウ「社会的包摂の実現に向けた学習支援」の項目ですが、これに

特化するのではなく、それぞれの項目に入れ込む必要があると思います。

会長 社会的包摂は、誰もが使えるということですので、『環境の整備』の最後に持ってきて、最後に結論的な形で、ウェルビーイングにつなげるとよいと思います。

委員 「社会的包摂の実現に向けた学習支援」ではなく、そういう空間形成がわくわく感を生むことにつながると思います。インクルーシブな空間形成として図書館があるというイメージです。

委員 「現状」の（２）に司書に関することも加えるとよいと思います。また、西宮の特徴の話を加えて、その後に「課題」の流れにするとよいと思います。

子供と親世代、学生世代の利用者が２割減っていることや、図書館を積極的に利用する市民と、そうでない市民が二極化しているところは、事実として「課題」に書いてもよいのではと思いました。

図書館は課題解決のサポートだと書かれていますが、貧困等の困難を抱えている方が、唯一そこから抜け出せる手段が図書館だと思っています。図書館は、困難を抱えている方等がアクセスできるだけでなく、更なるサポートができる場所になることで、わくわくすると、自己実現につながると思います。そういったことを「方策」の『人づくり』のところにに入れていただきたいと思います。

『つながりづくり』の「連携」又は「協働」は、別にしてもよいのではと思います。人と人がつながるとか、図書館で本とつながって何かするとか、コミュニティをつくるとか、図書館を地域の団体が使うとことは、『つながりづくり』でよいですが、図書館が学校図書館や公民館ともっと連携していくことに関しては、ここに収めるには小さい気がします。

もっと連携し、ウェルビーイングに近づく形になることを答申書に書くことによって、お互いの職員が研修しなければならないという動きになると思います。

会長 西宮市というコミュニティで収まるのではなく、「ローカルからグローバルへ」などを最後に入れてはどうでしょうか。グローバルなネットワークの中に、西宮市の公共図書館が入ったら、いろいろな国の図書館とつながるなどがあるのもいいと思います。

委員 コミュニティを広げて、それが地域に還元されて地域課題の解決につながり、「わくわく」が増幅されることにつながるとよいと思います。

委員 西宮市では、ブックスタートに代わる「ブックリスト」が作成されているとことで、よい取り組みだと思いました。ブックスタートにつきましては、引き続きご検討いただければと思います。出産されたお母さんは孤独で寂しいので、図書館で読み聞かせの機会を増やすとか、一人暮らしのお年寄りに対しても、図書館に行けば誰かに会えるような居場所等があればよいと思いました。

委員より、もっと学校と連携するとよいとのご意見もありましたが、学校現場も余裕がないので、学校の先生を助けるという意味で、サポートで入ると喜ばれると思いました。

委員

「ラーニングコモنزの設置」という記載だけでは不十分だと考えます。具体的には「図書館にカフェを併設するなど、手軽に気軽に楽しく参加するしくみが必要です。」のように、次世代の図書館づくりを推進することが必要だと思いますので、これを『つながりづくり』に入れるとよいと思います。

関西学院大学では、未来の図書館の在り方について調査を行い、中間報告が出ました。その中の圧倒的1位が「自動販売機と飲食エリアを」でした。この結果から、社会が図書館に求めている役割は、本を読む場所というよりは違う方向で求められていると思います。次世代の図書館をつくっていくうえで、ラーニングコモنزを設置するだけでは、社会に対応していくには不十分だと思いました。

『環境整備』のところで、「滞在型」「回遊型」の表現については、一方向的に本を借りて返すだけの貸出しと、双方向的な人とのやりとりが生まれるようなものとして、対比させるとうまくまとまると思います。

また、「蔵書数は中核市平均より多くなくてはいけない」との説明がありましたが、蔵書数が増えるから、或いは貸し出し冊数が多いからもっと蔵書数を増やさないといけないということは、図書館学の中では否定されております。むしろ蔵書数を減らすことで貸し出し冊数が増えたという研究結果があります。わくわく感を作り出すためには、コミュニティの場所を確保していくことが必要だと思います。

会長

ありがとうございました。

「ラーニングコモنزの設置」については、大学図書館では20年ほど前から準備・設置していますが、公共図書館では、ラーニングコモنزはまだまだ設置されていません。また、学校にもラーニングコモنزはないのです。

ですから、学校図書館や公共図書館を含めて、ラーニングコモنزの設置が重要だと書いています。これは、大学図書館と比較する形で進めるのは難しいです。

蔵書数については限度がありますので、図書館のデジタル化を進めていく中で、貸出数や利用者数を増やしていく工夫は必要だと思います。

いろいろなご意見をありがとうございました。

それでは、本日のご意見を踏まえ、事務局の方で答申書（案）を調整していただきますようお願いします。

また、次回の会議までにご意見などがございましたら、事務局までご連絡ください。

なお、次回の審議会では全体のまとめについて、審議したいと思います。

それでは、本日の協議は以上とします。その他にご意見はございますか。

委員

今の図書館には古い本が多い気がしますが、その整理はいかがでしょうか。

事務局

予算が厳しく、新刊を買うのに精一杯で古い本を買い替えられない時期が長く続いておりました。令和5年度から買い替えを進めているところです。

会長

ありがとうございました。

では、最後に事務局より、連絡事項などについてお願いします。

事務局

今後のスケジュールについてご案内いたします。

次回の会議は、令和6年1月18日（木）に開催予定です。

11月10日（金）に、市職員・生涯学習審議会委員等を対象とした「生涯学習・地域づくりに関する研修会」を開催予定です。本日の資料30頁の「資料5」をご覧ください。令和5年度は、「今さら協働？今だから協働。地域をよくするパートナーシップを考えよう」をテーマに、正阿彌委員に講師となっていたき、地域団体・教育機関・企業・行政など、多様な主体が連携し、パートナーシップを築くにはどうすればよいかを、ワークをとおして学びます。今回の答申書を作成するうえでのヒントになればと思っておりますので、委員の皆様も是非ご出席ください。本日、改めてお配りしておりますチラシの案内に沿って、お申込みください。

その他に、11月15日（水）に阪神南地区社会教育委員協議会研修会、11月29日（水）に兵庫県社会教育研究大会が開催されます。詳細につきましては、後日、改めてご案内いたします。

11月24日（金）の全国公民館研究集会兵庫大会には、委員1名がご出席予定です。お忙しいと存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

また以前に、委員より『『二十歳のつどい』に、生涯学習審議会委員も出席しては』とのご意見をいただいておりますが、令和5年度は所管課の青少年育成課より、委員の皆様にもご案内をする予定にしております。

会長

他に補足はありますか。

委員

図書館の個別の問題を超えて、いろいろなものをつなぎ、学習の機会等が発信できることが大事で、そういう「学びの機会」のネットワークのようなものを構想するという発想を明記するとよいと思いました。では、それを誰がつなげるのか、いろいろな学びの機会を把握しており、且つ、市民の皆さんをそのネットワークの中に誘うコンシェルジュのような役割を担う人が必要であり、その候補の一つが司書の皆さんなのではと思いました。

会長

ありがとうございました。公民館が集団学習のハブだとすれば、図書館は学習の出発点としての地域のハブになると思います。

以上を持ちまして、令和5年度第3回生涯学習審議会を終了いたします。

（終了）